

沼田町地域おこし協力隊（農業支援員）募集要綱

沼田町は、北海道のほぼ中央、空知管内の北西部に位置し、農業を基幹産業として、清流にはホテルが飛び交う自然豊かなまちです。

基幹産業の農業は、水稻を中心としており、麦・大豆・そば等の土地利用型の作物やブロッコリー、メロン、ミニトマト、加工用トマト等の野菜や花卉などの畑作物や園芸作物も栽培する複合農業形態の多い地域です。

しかしながら、沼田町においても、北海道内の他市町と同様に、少子高齢化による人口減少が進行しており、独居老人や高齢者夫婦世帯が増加するなど、日常生活や様々な活動に支障や停滞が生じてきている状況も見られます。

とりわけ、農村部では、高齢化と後継者不足の影響による労働力不足が深刻で、将来の沼田農業存続も危ぶまれる状況にあります。

このような町“沼田町”であるからこそ、地域おこし協力隊（農業支援員）として沼田農業に携わり、その後、沼田で就農したいとお考えの方々をお待ちしております。

1. 募集人員

- ・地域おこし協力隊（農業支援員） 2名

2. 活動概要

次に掲げる活動に従事していただきます。

- ① 町内の農家等で農作業支援や農業研修
 - ・水稻栽培や花卉栽培など農家や法人による栽培支援
 - ・冬期間（11～3月）は、農業簿記や農業に関する基礎の研修
- ② 沼田町就農支援実習農場にて（冬期間）
 - ・「しいたけ・いちご」の収穫及び栽培管理
 - ・「肉牛」の飼育管理
- ③ 活動期間終了後に沼田町内の個人経営体か農業生産法人経営体のいずれかで農業従事する等、定住に向けた活動

3. 募集対象

次の各号のすべてに該当する方

- ① 心身ともに健康で、学歴、既婚、未婚、農業経験は不問
- ② 都市地域（過疎等地域以外）に在住し、採用時点で沼田町に住民票を異動する方
- ③ 普通自動車運転免許証を取得している方
- ④ ワード、エクセル等パソコンを日常的に利用している方
- ⑤ 活動期間終了後に沼田町内の個人経営体か農業生産法人経営体のいずれかで農業従事して定住する意欲のある方

4. 活動地

- ・沼田町内の個人経営体及び農業生産法人経営体

5. 活動時間等

- ・週5日間活動、1週間当たり37時間30分（1日7時間30分）を基本とします。
ただし、活動の時間等については、季節や活動内容等により変動する場合があります。

6. 任用形態・期間

- ・任用は沼田町の会計年度任用職員（パートタイム）として沼田町長が任用します。
- ・期間は任用の日から毎年度末までとしますが、基本的には3年間の任用です。
（但し、毎年度末（3月末）に次年度の継続任用について判断させていただきます。）

7. 報酬等

- ・月 額 180,000円（令和6年度）
- ・賞 与 月額額の4.5月分（令和6年度 期末手当2.45月分、勤勉手当2.05月分）の額を
6月（2.25月分）と12月（2.25月分）に支給。
但し、任用月数が6ヵ月未満の場合、月数に応じ減額されます。
（共済組合負担金（健康保険含）、雇用保険料等の本人負担分及び所得税が差し引かれます。）

8. 待遇・福利厚生

- ・市町村職員共済組合等（厚生年金・健康保険・雇用保険）に加入いただきます。
- ・活動中の住居は町が用意します。
（家賃を町で助成します。生活備品等は各自でご持参下さい。）
- ・活動車両は自家用車（自己名義で、所有若しくはリース・任意保険加入済）を持ち込み下さい。
月額1万5千円を借上料と燃料費として支給します。
（車両をお持ちではない場合は、ご相談ください。）
- ・通信連絡費（パソコン等借上料及び通信費）として、月額5千円を支給します。

9. 休日・休暇

- ・週休2日（活動地の規則に準じていただきますが、活動内容に応じて調整します。）
- ・休日に活動する場合があります。この場合、振替対応となります。
- ・有給休暇並びに特別休暇は、沼田町会計年度任用職員に関する規則等に基づき、任用期間に応じて付与します。

10. 沼田町地域おこし協力隊員の活動状況

- ・下記 Facebook のリンクにて、沼田町地域おこし協力隊員の様子をお届けしております。
<https://www.facebook.com/NumataReactivator/>